

令和 2 年 6 月 1 0 日
土地・建設産業局建設業課

令和元年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果及び令和2年度の活動方針

国土交通省では、平成19年4月1日より各地方整備局等に「建設業法令遵守推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置するなど、建設業の法令遵守体制の充実を図っています。

今般、令和元年度における推進本部の活動結果及び令和2年度における活動方針がまとまりました。

令和元年度の推進本部の活動状況及び令和2年度の活動方針は、以下のとおりです。

1. 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報の受付件数

	令和元年度	平成 30 年度
法令違反疑義情報受付件数	1,868 件	1,651 件
【うち、大臣許可業者に対する法令違反疑義情報受付件数】	【760 件】	【-】

※ 平成 30 年度までは「駆け込みホットライン」の受付件数(参考:令和元年度の受付件数は 1,785 件)、令和元年度以降は「駆け込みホットライン」及びその他の電話等による通報等における法令違反疑義情報受付件数となります。

2. 建設業者に対する立入検査等の実施件数

	令和元年度	平成 30 年度
立入検査等の実施	598 件	734 件

3. 建設業の法令遵守に関する講習会の開催件数

	令和元年度	平成 30 年度
講習会の開催	44 回	40 回

※ 都道府県との共同開催を含めた回数です。

4. 監督処分・勧告の実施概要

	令和元年度	平成 30 年度	主な処分事由
許可取消	1 業者	0 業者	刑法違反(傷害罪)1 件
営業停止	8 業者	18 業者	競売入札妨害 3 件、談合行為 2 件、贈賄行為 1 件など
指 示	5 業者	8 業者	労働安全衛生法違反 3 件、無許可業者等との下請契約 2 件
勧 告	184 業者	159 業者	下請契約の締結について 82 件、追加・変更契約について 61 件、下請代金の支払いについて 56 件、営業所専任技術者の設置状況等 21 件など

※ 1 件の監督処分、勧告に複数の項目が含まれることがあるため、監督処分・勧告件数とその内訳の件数とは一致しません。

5. 令和2年度における活動方針

法令遵守の徹底に向けて、建設業法令遵守ガイドラインの周知をはじめとする、各種取組を継続していきます。詳細については、別添を参照ください。

(問い合わせ先) 国土交通省土地・建設産業局建設業課 建設業適正取引推進指導室
課長補佐 佐藤(内線 24715) TEL : (03) 5253-8111 (代表)、(03) 5253-8362 (直通)
専門調査官 佐々木(内線 24718) FAX : (03) 5253-1553

令和2年度 建設業法令遵守推進本部 活動方針

建設業法令遵守推進本部は、平成19年度に創設されて以来、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行ってきたところである。

特に、不適切な契約手続等を原因とするトラブルを未然に防ぐには、法制度に対する建設企業の理解を増進する必要があり、その観点から、「建設業法令遵守ガイドライン」の周知等を継続的に進めてきたところである。

さらに本年度は、10月に施行される改正建設業法において、「著しく短い工期の禁止」や「労務費相当額を現金で支払う配慮義務」等の規定が新設されること等を踏まえ、「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂することを予定しており、こうした新たな動きにも対応することが重要である。

このため、地方整備局等の建設業法令遵守推進本部においては、本年度、以下に掲げる活動方針を踏まえ、引き続き、適正な対応を図っていくこととする。

1. 法令違反情報等の収集

地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下「各種相談窓口」という。）は、個別の相談対応ツールとしての役割のほか、重要な情報収集の窓口でもあることから、その積極的な活用を促す観点から、例えば、建設業許可通知書及び経営事項審査結果通知書を送付する際に各種相談窓口のリーフレットを同封する等により周知に努める。

2. 建設業の法令遵守に関する周知

建設業法令遵守推進本部の創設以降、10年以上にわたって主に元請建設企業となる国土交通大臣許可業者を対象として、建設業法等の周知及びその遵守を促してきたところであるが、建設業の法令遵守に関する取り組みは、元請下請を問わず、幅広く浸透していくことが重要であることから、今後は、下請の立場となる機会の多い国土交通大臣許可業者以外の建設企業に対しても、積極的に周知を図っていくこととする。

特に、本年 10 月に施行される改正建設業法では、以下の事項が改正・追加されており、これらの内容について、今後、改訂予定の「建設業法令遵守ガイドライン」等を活用しながら、講習会・研修会や立入検査等のあらゆる機会を通じて周知・徹底を図ることとする。

- ① 改正法第 19 条第 1 項（建設工事の請負契約の内容）
- ② 同 第 19 条の 5（著しく短い工期の禁止）
- ③ 同 第 20 条第 1 項（建設工事の見積り等）
- ④ 同 第 20 条の 2（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供）
- ⑤ 同 第 24 条の 3 第 2 項（下請代金の支払）
- ⑥ 同 第 24 条の 5（不利益取扱いの禁止）
- ⑦ その他改正事項

3. 立入検査の実施

【実施目的】

元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様等が認められた場合には、速やかに是正させることを目的に、年間を通じて立入検査を実施する。

【検査対象】

立入検査は、営業所の実態・技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設企業、新規に建設業許可を取得した建設企業、過去に監督処分又は行政指導を受けた建設企業、各種相談窓口によく通報が寄せられる建設企業、下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設企業や不正行為等を繰り返し行っているおそれのある建設企業を中心に、実施するものとする。

【実施方針】

立入検査は、単に定型業務として実施するのではなく、上記目的を踏まえつつ、効率的かつ効果的な方法により実施する。

【その他】

- (1) 外国人建設就労者受入事業又は特定技能制度（建設分野での受入に限る）については建設市場整備課労働資材対策室との連携を密にしながら、当該制度の適切な運営に向け必要な対応をとるよう努める。
- (2) 建設業を支える優秀な担い手を確保・育成のため、個々の技能者がその有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備や、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図る観点から、本年度より、次の①及び②について確認等を行うものとする。

- ① 建設キャリアアップシステムへの登録の有無
- ② 建設業退職金共済制度への加入の有無（加入している場合は証紙の交付状況）

4. 建設業取引適正化推進月間の実施等

毎年11月の「建設業取引適正化推進月間」は、建設企業に下請取引の適正化に関する普及・啓発を重点的に行う機会であるため、同月間の取組として実施する内容については、あらゆる機会を通じて広く周知するとともに、その広報を積極的に行う。

なお、同月間の取組として講習会等を実施するに当たっては、開催案内の周知方法を工夫するとともに、日時・場所等の設定について、過年度における参加者状況等の開催実績を考慮の上決定する。また、都道府県及び建設関係団体等と連携し、上記2.に加え、建設業に関する施策や下請取引の条件の改善に向けた通知等を周知するとともに、参加者のニーズも踏まえ、より実効性があるものにする。

5. 建設業取引適正化センターの周知

建設工事の請負契約を巡る元請・下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」については、その存在が下請企業等に十分に知られていないという実態があることを踏まえ、あらゆる機会を通じ、同センターをより一層周知する。

6. 関係機関との連携

- ① 都道府県及び関係省庁の間では、建設業法令遵守に関する立入検査の実施や、講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携強化に努める。
- ② 建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

7. その他

(1) 新型コロナウイルス感染症対策

- ① 立入検査の実施又は講習会・研修会等の開催に際しては、新型コロナウイルス

ス感染拡大防止の状況を注視しつつ、適切な対応を図る。

- ② 新型コロナウイルス感染症対策として建設工事の一時中止・延期等の影響により、下請負人に不測の損害を与えることのないよう適正な下請契約や下請代金の支払いを求めるため、建設業関係団体等に対して発出した「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について」（令和2年3月11日国土建推第38号・国土建整第132号）の趣旨・内容を建設業企業にあらゆる機会を通じて、十分な周知・徹底を図る。
 - ③ 違反通報窓口である駆け込みホットライン等に寄せられた新型コロナウイルス感染症対策に関する相談については、適正な助言・指導を行うとともに、その内容によっては「建設業取引適正化センター」を案内する。
また、必要に応じ、発注部局及び都道府県建設業許可部局との連携の強化や建設企業に対する指導・監督の強化等に努める。
- (2) 元請負人からの報復のおそれへの対策の重要性等を踏まえ、相談等対応後の取引状況をフォローする取り組みの実施を検討する。
 - (3) 通報を端緒として元請負人に対する指導・監督を行った事案について、その後の元請負人の改善措置状況のフォローアップを実施する。
 - (4) 本活動方針を実施するため、地方整備局等においては、人員、予算及び業務執行状況等も考慮しながら、必要な執行体制を確保する。